

「少年の闇バイト加担防止に向けた広報啓発動画制作事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下、「甲」という。)が発注する少年の闇バイト加担防止に向けた動画制作業務を受託する者(以下、「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の目的

目先の利益を手に入れるため、若者がいわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。

そのような中、本年5月、栃木県上三川町において「闇バイト」に関連したと思われる強盗殺人事件が発生し、県外の高校生4名逮捕されたことをはじめ、県内外で少年が「闇バイト」に関与し、凶悪な犯罪を実行する事案が相次いでいる。

また、本年7月に栃木県青少年育成県民会議が県内高校2年生に対し実施した闇バイトに関する意識調査では、「高収入」、「高額報酬」等をうたった募集を見聞きした経験がある生徒が21%にのぼるほか、「闇バイトに関する相談窓口を知らない」と回答した生徒は71%と相談窓口の認知度が低い実態が明らかになった。

闇バイトの手口は、複雑化・巧妙化しており、少年が闇バイトに加担させないためには、変遷する手口やその対応方法を適時少年に周知する必要がある。

そこで、少年が闇バイトの手口や実態を分かりやすく理解し、適切な対応を促す動画を作成し、周知することで、少年の規範意識の醸成に資することを目的とする。

2 業務委託契約期間

令和8(2026)年11月2日(月)から令和9(2027)年3月17日(水)まで

3 事業費

3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内

4 業務内容

(1) 動画内容

啓発編 再生時間：15分

概要編 再生時間：1分(啓発編の要点をまとめたもの)

項目	時間	内容
① 闇バイトとは	3分	闇バイトの手口や実態(具体例の紹介)
② 本編(ドラマ)	7分	「闇バイト」に加担してしまった高校生が、今ならまだ引き返せるか否かの岐路に立たされている。高校生が引き返せた

(アニメーション可)		場合と引き返せなかった場合のその後の人生を対比し、「闇バイト」が犯罪であること、「警察に相談することで引き返せること」を強く訴える。
③相談窓口周知	2分	警察相談専用電話（＃9110）、栃木県警察ヤングテレホン（0120-87-4152）
④まとめ	3分	本編のまとめ 闇バイト撲滅のために、高校生ができること（周囲への注意喚起等身近なことから。主体的に考え、行動する。）。

(2) ターゲット

県内在住中学生、高校生、有職・無職少年（20歳未満の少年対象）

(3) 活用方法

15分の啓発編については、警察職員が実施する非行防止教室等で使用予定。

1分の概要編については、出張少年相談室等で使用予定。

5 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。実施計画書の作成に当たっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること。

(2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

7 成果物等

以下に示す成果物等を提出時期までに納入すること。

(1) 提出物

DVD及び電子データ

(2) 提出場所

栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課

(3) 提出期限

令和9（2027）年3月10日（水）

8 委託料の支払い

全業務完了後の精算払とする。

9 乙の責務

- (1) 乙は契約締結後、速やかに本仕様書に基づいた実施計画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 乙は本業務の実施の過程において甲から指示をされたことについては、迅速かつ的確に実施するものとし、作業の実施にあたっては、甲の承認を得た後に行うものとする。
- (3) 乙は本業務を実施するにあたり、個人及び法人の情報に関する権利等の侵害や漏洩等のないよう十分注意するものとする。なお、本業務の実施に関し第三者に与えた損害等は、その原因が専ら甲の責に帰す場合を除き、全て乙の負担とし、紛争等が生じた場合は、乙自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

10 知的財産

- (1) 乙は本仕様書に基づき作成された成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権を甲に譲渡し、甲は独占的に使用するものとする。
- (2) 成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (3) 映像に係るすべての肖像権について、使用期限を定めないこと。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、乙は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。この場合、乙は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ甲の承認を得るものとする。また、使用許諾の手続きは書面をもって行うものとする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら甲の責に帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。なお、契約期間終了後においても同様とする。

11 秘密保持

乙は、本仕様書に基づく作業等により知り得た情報・秘密等を他に漏らし、または自己の利益のために使用しないものとする。このことは、契約履行後においても同様とする。なお、乙の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、乙自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

12 その他

- (1) 契約締結後、本仕様書に基づく作業等を実施するにあたり、作業の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書の記載事項とその他の定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲の指示によるものとする。
- (3) 本仕様書に記載した内容については誠実に履行するものとする。

- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、
乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。